

診療費のご案内

各種健康保険がお使いになれます

- ・各種健康保険が適用されます。
- ・福祉医療給付制度に該当する患者さまは医療費がかかりません。
- ・交通費は一切かかりません。
- ・お薬は院外処方ですので、薬剤費は別途必要です。
- ・医療費が高額になる方には、医療費の上限が設けられています。

1割負担の患者様

8,000円～18,000円程度

2割負担の患者様

8,000円～18,000円程度

3割負担の患者様

18,000円～高額療養費制度の区分により異なります。

- ※症状等により、金額がこれ以上になる場合がございます。
- ※往診料は時間帯や平日・休日によって異なります。
- ※お持ちの医療証によっては、上限額が異なる場合がございます。

【高額療養費制度について】 診療費の上限が所得に応じて定められ、一旦診療費をお支払い後に、申請していただくと、払い戻ししていただける制度です。事前に申請し、「**限度額適用認定証**」を取得していただきますと、お支払いが**所得に応じた自己負担上限額までとなります。**

【居宅療養管理指導について】

ケアマネージャー様へ定期的に診療の情報提供を行います。
別途介護保険でのご契約となり、ご費用は月額500～1,800円です。

